

令和6年6月玉川村議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年6月12日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 報告第 1 号 繰越明許費について（令和5年度玉川村一般会計）
- 日程第 3 報告第 2 号 繰越明許費について（令和5年度玉川村宅地造成事業特別会計）
- 日程第 4 報告第 3 号 令和5年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 4 号 令和5年度玉川村農業集落排水事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 議案第38号 玉川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第39号 玉川村地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第40号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第41号 玉川村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第42号 玉川村上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第43号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第44号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第45号 すがまプラザ宅地造成工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第46号 すがまプラザ校庭法面地すべり防止工事請負変更契約の締結について
- 日程第15 議案第47号 （仮称）複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する変更契約」の締結について
- 日程第16 請願の処理について（委員長報告）
- 日程第17 陳情の処理について（委員長報告）
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出
について

出席議員（１２名）

1 番	小 針 善 誠 君	2 番	堀 越 美 保 君
3 番	佐久間 福 男 君	4 番	円 谷 兼 一 君
5 番	岩 谷 幸 雄 君	6 番	大 羅 将 君
7 番	須 藤 安 昭 君	8 番	林 芳 子 君
9 番	飯 島 三 郎 君	10 番	三 瓶 力 君
11 番	石 井 清 勝 君	12 番	小 針 竹千代 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大 越 健 一	会 計 年 度 任 用	須 藤 智 恵 子
---------	---------	-------------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	添 田 孝 則 君	住 民 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塩 澤 春 美 君
健康福祉課長	坂 本 敬 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	小 針 武 彦 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開議の宣告

○議長（小針竹千代君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小針竹千代君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（小針竹千代君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。
通告順に質問を許します。

◇ 佐久間 福 男 君

○議長（小針竹千代君） 3番、佐久間福男議員の発言を許します。

佐久間福男議員。

〔3番 佐久間福男君登壇〕

○3番（佐久間福男君） 改めましておはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告しております内容についてお伺いします。

質問1、災害発生時の対応についてです。

令和6年の年明け早々、石川県能登半島地震で始まり、近年は温暖化現象、気候変動に伴う異常気象により、毎年、日本を含め世界各地で自然災害が発生している状況です。玉川村

においても、令和元年10月の台風19号による阿武隈川河川氾濫により甚大な被害が発生したのは記憶に新しいところです。安全・安心な地域づくり、災害に強い村づくりを目指すにおいて、日々、防災計画に沿いながら様々な業務に取り組まれていることと思いますが、改めて現在の防災体制状況を次の3点について伺います。

①災害発生時の組織は、迅速に機能する体制であるか。

対策本部、自主防災組織、関連機関との連携・協力など。

②避難所運営について。

対応人員は十分であるか、備蓄品は現在の数量で大丈夫か、多様な面に対応可能であるか。

③災害時応援協定の状況は現在どのようになっているかです。

以上、伺います。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 皆さん、おはようございます。

3番、佐久間議員のご質問にお答えいたします。

災害発生時の対応についてであります。1点目の災害発生時の組織の体制につきましては、玉川村災害対策本部は、災害対策基本法の規定に基づく玉川村災害対策本部条例により組織体制を整備しており、本部長には村長、副本部長には副村長及び教育長、本部員には各課長及び消防団長を構成員として設置され、総務課が事務局を担当しております。

また、本部会議には、必要に応じ自衛隊、警察署、消防本部の職員並びに国や県のリエゾン等にオブザーバーとして参加いただくこととしており、迅速に関係機関との連携、協力が図りやすい体制としております。

さらに、本部の下部組織として総合・民生・産業・建設・文教の各対策部と警備消防部、さらには具体的な事務を的確、円滑に処理するため、それぞれに班を設置するとともに、必要により現地災害対策本部を設けることとしております。

災害発生時には、この体制をもって迅速かつ的確に行動し、村民の皆様の生命と財産を守るべく、しっかりと取り組んでまいります。自主防災組織としては、各行政区と婦人消防隊により自主防災会を組織し、区長と婦人消防隊長を代表に全世帯を構成員としており、住民が主体となった組織体制を整えております。

2点目の避難所の運営につきましては、避難所の運営主体は災害対策基本法の規定に基づき、玉川村防災会議が作成した玉川村地域防災計画の部門別計画である災害応急対策計画で規定しております。

具体的には、避難所等の運営管理を行うため村職員を派遣し、派遣された村職員が避難所の安全確保と秩序維持のために、必要により警察官の配備を要請することや、運営は行政区、婦人団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行うことが定められております。また、学校等が避難所となった場合には、教職員等の支援を受け運営を行うこととしております。

なお、運営する人員については、災害の規模や避難者数により必要な人数が異なることから、住民の皆様のご協力もいただきながら、必要な人員確保にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

備蓄品の数量については、本年3月議会定例会での大羅議員の一般質問でお答えをしておりますが、すがまプラザの備蓄倉庫に飲料水と食料、避難所設営用のパーティションやベッドを保管しており、仮に20名の避難者ですと5日間程度対応できる物資をふれあいセンターにも同じく7日分程度保管しており、さらに令和5年度においては50名分の食料を追加購入し、すがまプラザの備蓄倉庫と保健センターで保管をしております。

なお、飲料水や食品については賞味期限がございますので、随時更新や追加を行っております。

また、令和元年12月と令和5年7月に、民間業者との間で災害発生時における物資等の供給協力に関する協定書を締結しておりますので、必要な数量を確保できるものと考えています。

しかしながら、備蓄品の確保については災害の規模や避難者数により異なるため、全ての避難者に対応する必要数量を事前に準備することは困難でありますので、玉川村地域防災計画で定められているように、自主防災組織や各家庭においても最低3日分の確保に努めるよう、改めて周知してまいりたいと考えております。

多様な面への対応については、要配慮者への対策として、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障害者や障害児及び外国人等に配慮した施設・設備の整備に努めることとしておりますので、特に福祉避難所を開設した際には、それぞれに対応したプライバシーの確保のための間仕切りや段差の解消などのユニバーサルデザインへの配慮、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

3点目の災害時応援協定の状況につきましては、平成26年8月23日に大阪府豊中市との間で、災害時における豊中市と玉川村相互応援に関する協定、平成27年7月16日には玉川郵便局、須釜郵便局との間で災害時における相互協力に関する協定、令和5年7月10日には株式会社トーカンオリエンスとの間で災害時における避難者支援・物資等支援の取組に係る包括連携協定を締結しております。

さらに、その他民間団体等の間でも災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定や、災害に係る情報発信等に関する協定など、全部で17件の災害に関する協定を締結し、災害発生時の相互協力体制を整備しております。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） ①の質問に対しまして再質問させていただきます。

災害時において初動が大事とされておりますが、対策本部が設置が必要だといった場合に、設置するまでの時間など決めてあるかどうかをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 佐久間議員の再質問にお答えをいたします。

災害対策本部の設置についてでございますが、災害につきましては規定していますが、大きく3つについて規定しておりまして、1つは一般災害、1つは地震災害、1つは事故災害ということで大きく3つに分類をしております。災害対策本部の事前の配備と災害対策本部の設置ということで2段階にしておりまして、それぞれ必要に応じまして速やかに設置することとしております。

例えば、一般的な災害ですと分かりづらい部分があったりしますが、地震等ですと玉川村に震度4の地震が観測されたという部分につきましては、災害対策本部の前の配備という形で担当職員がすぐに招集されるということになっておりますし、災害対策本部につきましては、震度5弱または5強の地震が観測された場合については、速やかに対策本部が設置されるという形になっておりますので、時間というよりは状況を見まして、速やかな設置という形で対応してきております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 続きまして、①の再質問をさせていただきます。

先ほども話しましたが、災害時において初動というところで、今回組織が迅速に機能するかというところを尋ねております。迅速に機能するために、日々常日頃維持管理して

いく上で定期的に取り組まれていることはありますでしょうか、お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの佐久間議員の再質問でございます。災害発生時において初動が大切、組織が迅速に機能するように定期的に取り組まれていることはあるかということですが、現在のところ定期的な訓練等が実施できていないような状況でございます。今後、関連機関と検討いたしまして防災訓練等を実施して、組織が迅速に機能できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 続けて、①の再質問をさせていただきます。

災害時は非日常の精神状態での対応となることから、定期的な訓練、研修は必要と考えます。そこで、今後、今、総務課長のほうから回答ありましたけれども、直近でその計画などがありましたら教えてください。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） ただいま、直近で訓練等を予定されているかというようなことでございますが、現在のところ、まだ直近でいついつ防災訓練を行うというようなことで決定をしてございません。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 続けて、①の再質問をさせていただきます。

災害の規模が拡大予想され、自主防災組織体制のほうまで伸びた場合に、現状の自主防災組織は機能するような状態であるか、お伺いします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 現在の自主防災組織はうまく機能するかというような質問でございますが、自主防災組織としては各行政区と婦人消防隊が自主防災組織となっております。玉川村でこの自主防災組織で避難所等を開設した事例といたしますのが、令和元年の大雨のときで、各避難所が村だけではなくて各公民館、集会所等も避難所として開設をお願いしました。その際には各区長さんの協力を得て、無事、避難される方への対応ができております。そういった事例を見ますと、各区長さん方、区民のためにそのような行動ができると考えてございます。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 続けて、①の再質問をさせていただきます。

関連機関、各団体への協力要請が必要となった場合、日頃の要請の仕組み、取組などありましたらお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 関連機関への日頃の連携の体制というようなことでございますが、実際に福島県の河川国道事務所とかとの連携につきましては、首長と国道事務所のトップが災害時はホットラインというのを取っております。大規模災害時ですと、もうトップ同士で連絡を取れるような体制になってございます。その他、村内の各種団体の連携という部分につきましては、いろんな災害の場合にすぐ連絡が取れるような体制づくりは整えてございます。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 災害時対応につきましては、ふだんからのコミュニケーションが大事ともされておりますので、引き続きよろしくお願ひします。

続きまして、②の再質問をさせていただきます。

避難所運営につきましては各団体の協力を得て行うので、今後、円滑な運営ができるようにどのように備え、取り組んでいくか、お伺いをいたします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 避難所の運営についてどのように今後取組をするのかというようなお問合せでございますが、先ほども申し上げました防災訓練等を実施しまして、防災訓練実施の際には、避難所についても当然設置して訓練するようなことで対応していきたいと考えてございます。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） これらを踏まえまして、大火災・大災害規模になった場合には避難所運営というのが大変になってくるわけなんですけれども、そこに村側としましては村職員が最初に配置されるということになっておりますが、やはり災害時は、先ほども申したように非日常の精神状態での対応に当たるというところと、あとはどうしても通常の作業とは異なってきますので、そちらの対応される職員の専門的な知識でしたりとか研修を経て、そちらを習得するとか、そういった取組を今後考えているかどうかをお伺いします。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 避難所の設置に関する専門的な知識だったり避難者への対応について特別な知識というようなことでございますが、なかなかそういった資格等についてはご

ません。やはり訓練の中でそういった対応をしていくことが大切かと思います。

また、AEDの講習とかも当然必要かなと思います。救急救命の必要な場合もございますので、そちらについては村職員が率先して研修を受けて資格を取るようなことで対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） 続けて、②の再質問をさせていただきます。

現在抱えている備蓄品の数量、回答ありました。令和5年で50名分を追加したというところではありますが、備蓄品につきましては、ここまで備蓄すれば大丈夫だということはありませんので、再度、必要となる用品の総点検を行い備えていただければというふうに考えます。

多様な面において対応可能かという再質問になります。

避難所における生活環境整備、女性、特別支援者、高齢者、乳幼児の対応措置並びにプライバシーの配慮・確保からの観点から、今回の台湾地震での避難所設営の迅速さに世界が称賛された報道がありました。地震発生後1時間で物資情報交換、2時間後、テント設置、3時間後には被災者を受入れという、短時間の中で被災者を受入れできたというふうな内容になります。

そこで提案となりますが、避難所で必要となるテント、今現在、村のほうでも3密というようなところで対応されていますが、さらに今避難用のテントを保有してはと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） ただいまのご質問でございますが、避難所の多様な面への対応、プライバシーの確保のためにドーム型のテントの購入についてはどうだというふうなお話でございます。

村としては、今のところパーティションのみを備えておまして、パーティションでの仕切りは整えてございます。台湾での地震の際のテントのきちとした対応を見ますと、やはりあいったものは必要かなというふうなことで考えてございますので、今後、財源等の確保も含めて検討をさせていただければと思います。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○3番（佐久間福男君） ぜひご検討のほうをよろしくお願いいたします。

最後の再質問になります。③の応援協定の状況になりますが、年々協定のほうの締結を結

んでいるというふうな回答がありました。

ここで提案になります。物資供給の観点から地元企業、例えばＪＡ夢みなみさん、ガソリンスタンド、リオン・ドール、ウエルシア、アオキなどと協定を結んではどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 総務課長。

○総務課長（須田潤一君） 災害協定について地元の企業等との協定についてのご質問かと思えます。

今までの協定は、郵便局と玉川村ふれあいセンターと一応協定は結んでおります。また、ひたちやさんについても避難の関係の協定は結んでございますが、それ以外、村内の企業さんとの協定というようなところは結んでございません。今後、地元の企業や商店さん、どのような協定の締結が可能か、またそういった協力が得られるか、調査、検討をしてみたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 佐久間福男議員。

○３番（佐久間福男君） こちらの件についても、ぜひご検討のほうをよろしく願いいたします。

我々も含め、大きな災害は、いつ、どこで、どんな形で起こるか分かりません。情報の共有を図るとともに理解を深め、日々点検を行い、災害に備えていく必要があると考えております。先ほどもありましたように住民主体の組織体制となっていることから、今後、住民参加型の合同訓練などの実施も、ぜひ早めにご検討いただけますようよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小針竹千代君） これをもって、３番、佐久間福男議員の一般質問を終わります。

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（小針竹千代君） 次に、11番、石井清勝議員の発言を許します。

石井清勝議員。

〔 1 1 番 石井清勝君登壇〕

○11番（石井清勝君） ただいま議長より許可いただきましたので、さきに通告しました1点につきまして質問をいたします。

1、人口減少への対応について。

近年、新聞報道で将来的に消滅可能性がある33の市町村が発表されましたが、玉川村もその中に入っております。今後の対策が急務と考えております。どこの市町村も人口減少対策に力を入れているところではありますが、思うように効果が見えてこないのが現状であります。村では、この人口対策として移住・定住対策をはじめ子供育成世帯への支援等をいろいろ取り組んでおりますが、今後さらなる対策が求められていると思います。

そこで、次の3点を伺います。

①玉川村奨学金資金貸与条例に基づく給付について、返還免除制度の周知を行うことで、大学等を卒業した後、地元に戻ってくるような対応が必要ではないかと考えております。

②令和3年9月の定例会で、子供用おむつの処分に必要なおむつ袋の購入費用補助について質問しましたが、村の子育て施策の一つとして助成ができないとなりましたので、再度伺います。

③本年5月15日に開所しました、たまかわくらしサポートセンターについて、その役割や今後の事業展開について伺います。

以上よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 11番、石井議員のご質問にお答えいたします。

人口減少への対応についてであります。村といたしましては最重要課題の一つと位置づけ、住まいや仕事も含めた移住・定住施策、子育て支援策や高齢者福祉の充実、道路や上下水道の生活インフラ、社会インフラの整備、そして体験型観光等によるにぎわいづくりや交流人口・関係人口の拡大などに総合的に取り組んでまいりました。

このような中、民間有識者で組織する人口戦略会議が4月に発表しマスコミ等で話題になりました消滅可能性自治体に本村が含まれ、村民の不安をあおる結果となってしまったことは誠に遺憾であるとともに、出産適齢期と言われる女性の減少を含めたさらなる人口減少対策が必要であると意を強くしたところであります。

2点目の子供用おむつの処分に係る指定おむつ袋購入費用の補助につきましては、石井議員ご指摘のとおり、赤ちゃんがいる家庭におけるおむつ処分費用の負担については認識してい

るところであります。本村では独自の子育て支援策として、たまかわっ子子育て支援給付金や、たまかわっ子誕生祝金、出産・子育て応援給付金などの給付事業により、子育てに係る経済的支援策を実施しておりますので、現時点におきましては指定ごみ袋購入費用に対する新たな補助については考えておりません。

次に、3点目のたまかわくらしサポートセンターにつきましては、たまかわくらしサポートセンターの役割については、玉川村の関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進に向け、移住希望者や関係人口のトータルサポート窓口として信頼され頼りにされることが重要であると考えております。

具体的には、玉川村での住まいや仕事、日常生活やコミュニティなど、たまかわくらしに関する情報収集や情報発信、さらには移住希望者の悩みや心配、不安に対する相談対応等について取り組んでまいります。

今後の事業展開については、移住希望者等のニーズ調査や村内地域の住まいや暮らしに関する情報を収集するとともに、移住コーディネーターや集落支援員を中心に移住希望者等の相談対応を実施してまいります。

また、首都圏等で開催される広域での移住促進イベント等に出展し、たまかわくらしの魅力を広くPRし、玉川村の認知度の向上を図るとともに、たまかわくらしを体験できるたまかわくらし体験住宅を提供するなど、玉川村への来村を促してまいります。

さらには、空き家の利活用に関する事業や、農業や地域事業者と連携した移住者が従事できる仕事に関する事業を実施するなど、移住希望者や関係人口となる皆さんが安心して気軽に相談できるよう寄り添って丁寧に対応してまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては教育長から答弁をさせていただきますので、ご了承願います。

○議長（小針竹千代君） 教育長。

○教育長（岡崎寛人君） それでは、1点目の質問につきましてお答えいたします。

1点目の玉川村奨学金貸与条例の周知につきましては、これまで村のホームページや各種パンフレット等で広く周知を行ってきたところでもありますけれども、特に返還の一部免除に関する説明については、制度の相談や申請時に詳しく行っているところでもあります。今後はさらにSNSの発信とか、それから広報たまかわへの掲載など、なお一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） それでは、再質問させていただきます。

まず、玉川村としては毎年100名くらいが減少しております。そして、人口戦略会議のほうのレポートの中では、玉川村が、女性の場合ですね、2020年で大体20歳から39歳で553人、2050年に223人という報告があります。まるっきり半分以下ですね。その中で結局子供たちができないということも承知していただきたいと思います。また、玉川村の人口としても毎年100名から120名くらい減っております。ただ、転入と転出の場合は50名くらいだと思っんですけれどもね、減っているのが。ただ、玉川村も今後、石川郡では過疎地になっていないんですけれども、将来見込みとしては過疎地の可能性が大きいです。そこで、村のほうに少しでも人口を残したいということで今回の質問をしたわけなんですけれども、最初に①の玉川村奨学資金貸与条例についてですけれども、これは一応、3条に月々5万で6年間だったらば360万は支給するということになっているんですけれども、私が言いたいのは、玉川村奨学資金貸与条例施行規則の中の返還免除第13条の2項、ここに条例第13条の2項の規定により、未返還奨励金の一部の返還を免除する奨学生は村内に6年以上定住、村内の公共機関または主要な企業等に引き続き6年間勤務しているとなっております。そうすると、参考に貸与の2分の1でオーケーと書いてあるんですけれども、結局、玉川村には大きな企業がありません。この条例だと優秀な企業ということは本当は何件かしかないんで、早く言えば、ここを少し緩和していただいて、返還の条例を少し緩和していただいて、村に一人でも多く、学生なので頭がいいので村のためにもなると思うので、それについて条例を改革する考えがあるか、村長に伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員が冒頭お話しされたとおり、人口減少というのは本当に全国的に社会的、構造的な課題ということになっておりますので、玉川村本村におきましても、人口減少対策という部分は村政における最重要課題の一つというふうに位置づけまして取り組んでいるところでございます。

先ほど申しましたとおり、一つの政策で人口減少対策できるわけではなくて、総合政策として取り組む必要がありますので、そういう意味では、多角的かつ中長期的に見ながら総合戦略として取り組んでいるところでございます。

ご承知のとおり、自然増減と社会増減がございまして、自然増の部分につきましては、どうしても出生率の向上とか子育て世帯の増加などが必要になってまいりますので、そういう

部分につきましてはしっかりと子育て支援をしてまいりたいと思っておりますし、社会増の部分につきましては、移住・定住、村内からの流出をまず阻止することも大事でありますし、あわせて移住定住の促進、関係人口の創出などが重要でありますので、それらの政策についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

そういう中におきまして、現在の奨学金の貸与規定の緩和というお話でございますが、これは管内においても私どもとしてはかなり手厚い支援をしているというふうに考えております。6年間在住して村内の企業に勤務すれば2分の1が免除されるということでもあります。これについては、かなり手厚い支援なのかなというふうに考えております。

ただ一方で、議員が今お話しされたようなこともございますので、今後、管内町村、そして近隣市町村をはじめ様々な情報を収集しながら、どういうふうにやっていくことが最も適切なのかという部分については調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 今の答えて、ある程度は納得するんですけども、やはり石川郡では玉川村がすばらしい返還金をつけております。ほかの4町村は、つけておりません。ただ、会津とか過疎地のほうではなるべく人口を増やしたいということで、少しずつ条例を緩和をしているので、ぜひこの13条のやつ、少しなんですけれども、大きな企業でなくてもいいですから、地元にとりか須賀川の企業にも勤めても大丈夫なような条例改正をできるだけ早めにしていただくと、優秀な学生さんが玉川村に住んで子どもたちを産んで育てることができるので、これは必ず条例の改正を、すぐとは言いませんけれども一生懸命頑張ってください、二、三年以内に条例の改正をお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

前の答弁と重複してしまいますけれども、基本的に調査研究をしてまいりますというふうに答弁をさせていただきましたので、いつ以内に条例改正というのではなくて、どういう実態なのか、状態なのかというそういう他町村の状況なども調査させていただきながら、それをベースにしながら研究をさせていただきたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 前向きに考えていただいて、ありがとうございます。

②番のおむつのごみ袋の件なんですけれども、前も質問したんですけども、なかなか予算がないとか、いろんな補助金を出しているので無理だという、前回も話は聞いたんですけど

れども、やはりごみ袋を父兄が持ってくるんですけれども、対応が無理なので、逆に言えば、早く言えば、こども園に消耗品として1箱でかいのを買っていていただいて、そこから支給してもらったほうがいいかなと思ったので再度質問したんですけれども、そういう考えはあるかないか伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

答弁させていただいたとおりでございまして、子育て支援の充実という部分につきましては、とても重要な施策だというふうに当然認識をしております。ただ、その子育て支援のメニューという部分につきましては、玉川村はかなり充実したメニューをそろえておりますので、やはり昨日、堀越議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、子育て支援の部分についてはトータルコストの中で、トータル的な支援の中で考えていくべきだというふうに考えておりますので、どういう形で子育てのトータル的な支援をしていくかという部分についての見直しとか、その検討という部分については当然必要になるかと思いますが、現時点において、このおむつの処分に係る指定ごみ袋の購入費用の支援という部分についてだけ捉まえての回答ですと、現時点においては考えていないということになります。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 子ども1人の場合はいいんですけれども、うちの近くに子ども4人がいるので、その方に言わせれば、最初1人分は持ってくるのは楽だったんですけれども、3人目できたとき持っていくのが大変だと。逆に言えば、半分支給してもらって半分持っていきたいという話は出たので、やはり1人だけだとか2人だったら楽なんですけれども、やっぱり子供を3人、4人産んだ家庭の場合は費用が大変なんですよね。だから、そこを考えていただければ、逆に言えば消耗品として、こども園に親として段ボール1つぽんと置いてもらって、そこから出してもらったほうがいいかなと思ったので、そういう質問をしたんですけれども、なかなかいろいろ補助金が大きいやつ出ているので無理だという話は私も分かります。特に今、子供世帯の転入の補助金だの、いろいろ出しております。これは素晴らしいと思います。ただ、なぜかという、1人でも2人でも子供を産んでほしいというのが私の願いなので、ぜひそこを今後考えていただきたいと思いますが、いかがなものでですか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

繰り返しになりますが、子育て支援、とても大事な視点でありますので、議員もおただし

のとおり、これからやっぱり人口を増やしていくためには若い方々においでいただいて、そしてその支援を充実させるということが、移住をしてもらう一つの大きな魅力にもなっていると思っておりますので、そういう意味では子育て支援策、かなり力を入れて取り組んでおります。

今後も、先ほどトータルコストという話をさせていただきました。トータル的に子育て支援を充実させていくそういう中におきまして、どういうのが今一番、じゃ子育て中の世帯の皆さんが必要としているのかという部分については、様々な場面でご意見もお聞かせいただきながら検討事項には入れていきたいと思いますが、ただ、やっぱり優先順位がありますので、トータル的な支援の中で何を優先させていくのかというのが重要になってくるかと思えますから、このおただしの件も含めまして、今後検討するに当たりましては含めて考えていきたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 前向きにお願いしたいと思います。

それでは、3番のたまかわくらしサポートセンターについてなんですけれども、これ、若干サポートセンターには支援者として2人、あと移住コーディネーターとして1人いますが、ここに逆に言えば司法書士とか不動産屋をちょっと交ぜていただいて、空き家の対策も地主の対応にも当たってほしいなと思うんですけれども、なぜかという、空き家を持っている方は登記上も面倒なので相談できないんですよね、なかなか。逆にこういうサポートセンターにそういう先生方がちょこっと入っていただいて、月1回とか2か月に1回とか相談できるような体制はできないか伺います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

たまかわくらしサポートセンターにつきましては、議員おただしのとおり総合的にワンストップ窓口として様々な相談事に応じていきたいということでございますので、現時点においては企画政策課の中に位置づけておりまして、センターの所長は課長が兼任する形を取っています。そういう中で地域おこし協力隊の移住コーディネーターでしたり、あとは今年度から採用しております集落支援員の2人を配置していると。さらに必要に応じまして、例えば村内のそういう方々のご協力をいただけるようなサポーター制度なども今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、そういう中で例えば司法書士のそういう専門的な方の知識でしたり助言が必要だという場面があるのであれば、その活用方法等についても今

後検討させていただきたいと思いますし、そのほかにもセンターを運営する過程におきまして様々な課題も今後見えてくる可能性もありますので、そういうやつをしっかりと把握しながら対策してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 専門家を入れるということの話は、今年の4月から土地とか建物とかなくなったときの名義を変更しないと、今度罰金が取られますので、それがなかなかみんな浸透していないので、やはり登記の仕方も分からないので、逆に言えば空き家の場合は特にそうなんですよね、持ち主がいっぱいいるので、どうしたらいいかというのが結構出ているので、私も空き家対策のほうでいろいろ聞いていますけれども、なかなか無理だということで、どうやっていいかという、早く言えば、このサポートセンターでちょっと話できないかなとか、また、今度遊水地の関係なんですけれども、その中の持ち主の人たちは東京に住んでいるんですけれども、こっちにいないので、どこに相談していいか分かんないというのが結構あるので、やはりせっかくサポートセンターができたので、その中にも少し専門家を、先ほど言いましたけれども2か月に1回とか半年に1回とか、常時というか相談会という名目でやっていただきたいと思います。

そうしないと、結局この空き家の対策の仕方が中途半端で、早く言えば住んでいる方も高齢者が多いんですよ。そして、跡取りがいないのが現状です。竜崎でも今、結構あるんですけれども、跡取りがいないのが大体2割か3割いるんです。将来どうしたらいいかと話出ていまして、そういう関係で早く言えばこのサポートセンター、せっかくできたんですから、村民が安心して相談できるようなサポーターにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

まさに、このたまかわくらしサポートセンターは、信頼され頼りにされるそういう施設にしていくことが我々にとっても一番の目的でありますので、そのように充実させてまいりたいというふうに考えております。

そういう中で、人口減少対策の一つにもなりますが、今議員おただしのように空き家対策という部分については大きな施策だなというふうに認識しております。空き家につきましても即入居可能な空き家もございますし、あとはリフォーム等を実施すれば入居できるような空き家もございますし、あとは、もうなかなか手の施しようがなく解体せざるを得ないような空き家もございます。そういう空き家についてしっかりと我々自身も実態を把握する必要

があると思いますし、実際それについては、それぞれの担当課のほうで調査し把握をしているところでございます。

あわせて、空き家・空き地バンクへの登録をしていただくことによりまして、そういう希望する方に対しましてご紹介するというそういう制度もございますので、そういう空き家の部分につきましてもいろんな施策がございますので、それをしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますし、あとは専門家の方のお知恵なりという部分につきましても、今後どういう形で活用させてもらうのがいいのかについては検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） では、最後の質問ですけれども、この空き家・空き地についてですけれども、人口減少が100%と思いますけれども、この空き家と空き地を農地を利用して、結局ほかから……

○議長（小針竹千代君） 石井議員、空き家に対しては通告していませんので。

○11番（石井清勝君） 違う違う、空き家じゃなくて人口振興で。人口なので、結局そこを利用して、このサポートセンターを活用して、早く言えば農地とうちを貸してうまく、あと農家の人たちの研修をして、農家を増やしていくような方法でこのサポートセンターが生きられれば最高なんですけれども、どうでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員の再質問にお答えをいたします。

今、議員おただしのようなことは本当にとても大事なことでと考えておりまして、例えば先ほども言いました空き家・空き地のデータバンクに登録していただきまして、それで貸すことができるようなそういう空き家と農地を組み合わせまして、それを貸し出すことによりまして、例えば二地域居住的なそういう使い方もあるのかなということで、今検討はしております。

平日につきましては、例えば福島、仙台に住んでいて、週末、玉川に来て農業をしながら暮らしていくと。農業の体験をしながら、農業の楽しさというものを十分に堪能してもらうと。秋には収穫をしてもらうとか、そういう形で二地域居住という形で取り組むことによって、将来的には移住につながっていけばいいなというようなことも考えておりますので、今、議員がおっしゃられた部分については今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長（小針竹千代君） 石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） すばらしいお答えいただきまして、ありがとうございます。このサポートセンター、せっかくできたので、いい方向にして、いいような方向で人口を増やしたり農地をうまく活用していただきたいと思いますので、私の質問は終わります。

ありがとうございます。

○議長（小針竹千代君） これをもって、11番、石井清勝議員の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

暫時休憩いたします。10分間、休憩します。

（午前10時58分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時08分）

◎報告第1号の報告

○議長（小針竹千代君） 日程第2、報告第1号、繰越明許費についての報告を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） この繰越明許費につきましては、繰越計算書にある11の事業について事業費と財源を確定し繰越しましたので、議会に報告するものであります。

○議長（小針竹千代君） 報告は以上のとおりです。

◎報告第2号の報告

○議長（小針竹千代君） 日程第3、報告第2号、繰越明許費についての報告を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 添田孝則君登壇〕

○企画政策課長（添田孝則君） 報告第2号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○企画政策課長（添田孝則君） 令和5年度玉川村宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書、款、土地造成事業費、項、土地造成事業費、事業名、玉川村宅地造成事業、金額2億1,500万円、翌年度繰越金2億1,500万円、財源内訳については地方債2億1,500万円でございます。これは事業費と財源を確定し繰り越したので、議会に報告するものであります。

○議長（小針竹千代君） 報告は以上のとおりです。

◎報告第3号の報告

○議長（小針竹千代君） 日程第4、報告第3号、令和5年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書についての報告を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） 今回の繰越しにつきましては、事業費と財源を確保し繰越したものであります。

以上のとおり報告します。

○議長（小針竹千代君） 報告は以上のとおりです。

◎報告第4号の報告

○議長（小針竹千代君） 日程第5、報告第4号、令和5年度玉川村農業集落排水事業会計予算繰越計算書についての報告を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、報告第4号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） 今回の繰越しにつきましては、事業費と財源を確保し繰越したものでございます。

以上のとおり報告します。

○議長（小針竹千代君） 報告は以上のとおりです。

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第6、議案第38号 玉川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民税務課長。

〔住民税務課長兼会計管理者 塩澤春美君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） それでは、議案第38号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号 玉川村税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第7、議案第39号 玉川村地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

住民税務課長。

〔住民税務課長兼会計管理者 塩澤春美君登壇〕

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） それでは、議案第39号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長兼会計管理者（塩澤春美君） よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 玉川村地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４０号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第８、議案第40号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 坂本 敬君登壇〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第９、議案第41号 玉川村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 添田孝則君登壇〕

○企画政策課長（添田孝則君） それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○企画政策課長（添田孝則君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号 玉川村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第10、議案第42号 玉川村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第42号についてご説明を申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号 玉川村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第11、議案第43号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 4ページの債務負担行為補正、これは水辺施設のものなので3億5,000万になったんですけれども、これが今度7,500万上がってくるんですけれども、前、私、一応この水辺施設に対して反対行為をしたんですけれども、7割以上完成しているので反対ではないんですけれども、一応設計単価ということからいけば、今回、東京の設計屋なので、福島県の設計屋と差額はどのくらいあったか伺います。

以上です。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の整備手法につきましては、P F I、D B F O方式といいましてデザイン・ビルド・ファイナンス・オペレートですね、J Vを組んで参加していただいたというような経緯がございます。こちらのP F I事業になりますと公共単価と民間単価というのは比べる指標というものがございません。指標としましては、バリュー・フォー・マネーというV F Mでしょうかね、こちらがございまして、こちらではパーセンテージのほうは算出しております。当然ながら民間との連携によるP F Iのほうを整備、おただしの設計費についても安価に収まるということは出ております。額に関しては先ほど申しましたように比べておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君） 今の説明だとちょっと分からないんですけれども、一応、物価高とか部品の上がるとか人件費が上がったのは分かるんですけれども、やはり福島県の単価と、その設計屋さんが東京なので、その差額は大体何%かなということなので、そのパーセントだけ教えていただければ我々も東京と福島県の単価というのが分かるので。

説明会のときは、一応1億何千万が7,500万になったという説明はあるんですけれども、それも大ざっぱなのしか言っていないので、やっぱりその設計屋の東京と福島県の差額、パーセントがどれだけ違うかなということを教えてほしいんです。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 石井議員のご質問にお答えします。

東京のほうの設計会社と地元の設計会社の差という部分については、別々な設計の比較というのはやっております。先ほどから申し上げてますとおり、P F I方式のD B F O方式を採用しておりますので、それで一般の公共事業よりも経費を圧縮しているという説明をさせていただきました。

そういう中で、コスト削減に当たりましていろいろと手法がありますから、その手法を検討させていただきまして、例えば従来型でやった場合についてはどうなのかとか、そういう方式で計算した結果として、今我々が進めているこのD B F O方式が一番安価であったということでありまして、民間資金を活用してやる部分において、首都圏、東京の部分と地元の部分との設計の比較というのはやっております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和6年度玉川村一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とし、昼食といたします。

（午前 11時55分）

○議長（小針竹千代君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第12、議案第44号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 坂本 敬君登壇〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（坂本 敬君） 以上、よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君）　討論なしと認めます。

これから議案第44号　令和6年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君）　起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君）　日程第13、議案第45号　すがまプラザ宅地造成工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長　添田孝則君登壇〕

○企画政策課長（添田孝則君）　それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。

〔朗　読・説　明〕

○企画政策課長（添田孝則君）　よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君）　これから質疑を行います。

11番、石井清勝議員。

○11番（石井清勝君）　1点だけ伺います。

着工日が今日決まれば3日後となっているんですけれども、あと完成が令和7年3月21日となっています。ただ、去年の繰越しの工事が結構あるので、繰越しにならないような方法でやっていただかないと、また繰越しが増えていくと思いますので、その方法をどのように

考えているか伺います。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当然ながらスケジュール管理をきちんと行いながら、今年度中、この契約期間中に終了するというので進めてまいりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 4番、円谷兼一議員。

○4番（円谷兼一君） すみません、ちょっと2点ほど質問させていただきます。

すがまプラザ宅地の販売価格、販売方法については、先日、村長が説明しておりましたが、販売対象者、村外移住者が大部分を占めると思われますけれども、都会でマンション暮らしをしている家族などの二拠点生活を望まれている方々がテレビ等でも放映されて、長野辺りに求めて週末行ったりとかといってやっているのがありますので、そういう方々の対象になることは可能でしょうか。これが1点目です。

2点目が、すがまプラザ宅地が完成して、魚秀さんと小針理容店の間の道路が多分取付け道路でできると思うんですけれども、その側溝に流される雨水、これが魚秀さんのところの県道の集中ますに流れてくると思われますが、その辺は多分雨量が多くなると思うんですけれども、そのあふれない対策を取るのかどうかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） それでは、1点目の販売方法等々のご質問でございます。

二拠点居住を望む方にもというようなお話いただきました。当然ながら、我々人口減少対策を進める企画政策課としましては、二拠点居住という観点も非常に大切な観点であるというふうに認識しております。今回5月15日にすがまプラザ内に設立しました、たまかわくらしサポートセンター、そちらでも当然ながら二居住拠点ですね、そちらを進めてまいりたいということになっておりますので、当然ながら対象にしていくというふうに考えております。

続いて、2点目です。村道20号線のお話だと思います。

今、調整池のほうも造るんですけれども、今現在というか、学校時代から流れている量というのがあるんですが、それをかなり少なくするということになっております。調整池で逆側に流すというふうなことを考えております。

実際に全く流れなくなるというわけではないんですが、開発面積1万4,300平米、その面積の3%、取付け道路と、そののり面の部分の水は流れるという形になります。ただし、今

までグラウンドとして使用してきたときよりも流末量は少なくなるというふうになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（小針竹千代君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号 すがまプラザ宅地造成工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第14、議案第46号 すがまプラザ校庭法面地すべり防止工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 添田孝則君登壇〕

○企画政策課長（添田孝則君） それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○企画政策課長（添田孝則君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

8番、林芳子議員。

○8番（林 芳子君） ただいまの説明にありました太さが合わなかったのを細くして本数を増やしたということですが、物価高騰の折、その辺の金額的なものも加味されてこの金額の変更ということになったのでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ただいまのご質問についてですけれども、もう一度説明しますと、1,400ミリという太い口径ですと入っていかない地盤が発見されたというところで、細くすることによってそこが通過できるというような改良更新の仕方でございます。細くしたことによって、設計でありました改良率50%、それを維持するためには、細くした分、穴を増やさなきゃいけないということになっております。それについて105本から200本と増えた分が変更という形になっております。当然ながら物価高騰に対する変動というのも加味しながらの変更額となっておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号 すがまプラザ校庭法面地すべり防止工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 日程第15、議案第47号 （仮称）複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する変更契約」の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長。

〔企画政策課長 添田孝則君登壇〕

○企画政策課長（添田孝則君） それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○企画政策課長（添田孝則君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

7 番、須藤安昭議員。

○7 番（須藤安昭君） 先ほど議案43号の一般会計補正予算案にて、債務負担行為及び750万円の支出について可決されましたが、この議決に対して異議を申し上げる内容ではありませんので、2つほど質問をさせていただきます。

まず1つは、コストアップ額の圧縮を図ったということで、これは伺っているわけなんです。民間においてはコストアップを価格に反映できずに、血のにじむ努力と工夫をしております。公共事業は品質保証という名の下にコストアップを安易に住民負担に転嫁しているのではないかと、750万円を値上げしても、その仕上がりは変わりません。同じです。単に負担が増えたのみであると思います。

ここから質問です。交流人口、関係人口の目標値の上方修正や、売上拡大などの当初計画の見直しや活性化方策の追加、そういったものは考えてはいないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（小針竹千代君） 企画政策課長。

○企画政策課長（添田孝則君） ご質問ありがとうございます。目標値、計画見直し、活性化の計画をどのように図っていくかというようなご質問だったと思います。当然ながら、さきのご質問で説明しました総合戦略等の大きなK P I 目標というのがございますが、当然ながら、この施設についても各運営会社及び我々玉川村としても目標という数字を持ってはおります。ここで申し上げるというよりも、後々皆さん方に申し上げたいと思うんですが、そういった計画も持っているということでご承知おきください。

ちなみに、金額が上がったことによって見直すかというご質問であれば、金額のアップ、増額の原因というのが物価高騰によるものですから、それによって計画を変更していくというのはなかなか難しく考えております。現在の計画というものを達成するために、こちらの整備を滞りなく進めていきたいというところを考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（小針竹千代君） 7 番、須藤安昭議員。

○7 番（須藤安昭君） なかなか今の答弁、はい、分かりましたとはいにくい部分があるんですが、2つ目の質問をします。

今回の契約変更はもとより、工事価格の高騰や業務委託料などの管理費の値上げなど、近い将来、財調の積立金がゼロあるいは借金増大で行政が回らなくなってしまうのではないかと、そういったことを大変心配しております。将来的な財政や人口減少のリスクを考えた身の丈に合った事業の見直しや、あるいは仕分が不可欠であろうと思いますが、村長の考えはいかがでしょうか。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 須藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

我々、行政を運営というよりは行政を経営していきたいということで、私は常々職員にも話をしております。そういう中で今議員がおっしゃられたように、将来の財政を見通したときには、やっぱり健全な財政をしていくためには、それなりの財政調整基金の積立ても必要になってまいりますし、あとは起債を発行する場合につきましても、単なる借金ではなくて将来、元利償還金に対して交付税措置があるような、そういう有利な起債を発行するとか、そういう先々を見据えた上での財政運営をして現在もおります。

ただ、そういう中において、限られた財源をどのように重点配分するかということがとても重要になってまいりますので、そういう意味ではしっかりと必要性を見極めながら、効果という部分につきましてもしっかりと検証しながら、これからも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小針竹千代君） ほかにございませんか。

8 番、林芳子議員。

○8 番（林 芳子君） 設計内容の主な見直しということで、前にも説明会のときに受けたんですが、その中で変更することなく資材のグレード、運営自社の備品購入、広報や外構等について見直しを行ってきたということなんですが、ということは、グレードについてはほとんど純正品を使うのかと思うんですが、そうするとA級品がB級品とかC級品になったりとか、そういうことも考えられるのかなと思われませんが、あと運営自社で直接購入してもらえれば取引関係等で安く入るのかなというのがありますが、その辺のことについての工法もそうだし外構等についてもそうなんですが、村のほうにはこんな工法を別なこういう形に変えればもうちょっと安くなりますよとか、外構もここまでこうやっておけば、そのままだでも済みますよというような形になってくると思うんですが、ある程度の説明があったと思うんですが、その辺のあった説明、グレードの変更のどの辺まで変更したのか、10年、20年、30年ともつような建物だと思うので、いざとなったら何もならなかったということではないと思

うんですが、その辺どのようなことがあったのか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○議長（小針竹千代君） 村長。

○村長（須釜泰一君） 林議員のご質問にお答えをいたします。

前回ご説明をさせていただきましたとおり、まず設計内容につきましては、今回の施設のコンセプトでしたり、その基本的な仕様という部分につきましてはそこを変えずに、先ほど須藤議員からもご質問ありましたように、品質の確保ということは第一に置きまして、その中でどれだけその経費を圧縮できるか、そういう視点で何度かやり取りさせていただきました。ご説明しましたとおり8回にわたる協議をやりまして、その中には一つ一つの資材について、これで大丈夫なのか、もう少し下げられないのかとか、あと備品の調達方法についても、どこかを經由してやるんじゃないかと直接購入することがどうなのかとか、一つ一つの視点につきまして協議を重ねた結果として8回にわたりました。

外構につきましても、本来であれば広く取ったほうが、それはいいかもしれませんが、少しでも圧縮するためにちょっと狭めたところもありますし、そういう形であらゆる分野分野、部門部門におきまして、一つ一つお互いに意見を出し合いながら見直した結果として、この前お話しさせていただいたとおり、1億300万弱だったものを7,500万まで圧縮したということでございます。

○議長（小針竹千代君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号（仮称）複合型水辺施設の整備・運営事業「施工に関する変更契約」の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の処理について（委員長報告）

○議長（小針竹千代君） 日程第16、請願の処理に入ります。

かねてから付託されておりました請願第2号については、総務産業建設常任委員会において調査及び審査が終了しておりますので、これよりその処理についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長より報告を願います。

林芳子議員。

〔総務産業建設常任委員長 林 芳子君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（林 芳子君） それでは、報告させていただきます。

玉川村議会総務産業建設常任委員会報告書

令和6年6月7日玉川村議会総務産業建設常任委員会を下記のとおり開催した。

記

1、開催の日時 令和6年6月7日 午前11時半

2、開催の場所 玉川村議会会議室（議員控室）

3、出席委員は次のとおりである。

1番 佐久間福男	2番 岩谷幸雄	3番 大羅 将
4番 須藤安昭	5番 林 芳子	6番 石井清勝

4、欠席委員は次のとおりである。

なし

5、執行部より出席した者は次のとおりである。

総務課長 須田潤一

6、職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 大越健一

委員長は、午前11時半、開会を宣し、本委員会に付託を受けた下記請願について審議を行い、慎重に調査及び審査をなし、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

○請願受理番号 2号

請願名称 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書

請願者 玉川村大字川辺字宮の前393-1

日本労働組合総連合会 福島県連合会 石川地区連合

議長 熊谷重紀

紹介議員 三瓶 力

本件については、慎重に審議した結果、採択とすべきと決定した。

委員長は、午後零時05分審議が終了したので閉会を宣した。

以上のとおり、委員会の経過及び審査結果を報告いたします。

令和6年6月12日

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長 林 芳子

玉川村議会議長 小針竹千代 様

○議長（小針竹千代君） ただいまの報告のとおりです。

これから、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出請願書を採決します。

この請願については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、それにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号については採択することに決定しました。

◎陳情の処理について（委員長報告）

○議長（小針竹千代君） 日程第17、陳情の処理に入ります。

かねてから付託されておりました陳情第2号及び陳情第3号については、文教厚生常任委員会において調査及び審査が終了しておりますので、これよりその処理についてを議題とします。

文教厚生常任委員長より報告を願います。

飯島三郎議員。

〔文教厚生常任委員長 飯島三郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（飯島三郎君）

玉川村議会文教厚生常任委員会報告書

令和6年6月10日玉川村議会文教厚生常任委員会を下記のとおり開催した。

記

1、開催の日時 令和6年6月10日 午前9時3分

2、開催の場所 玉川村議会会議室

3、出席委員は次のとおりである。

1 番 小針善誠

2 番 堀越美保

3 番 円谷兼一

4 番 飯島三郎

5 番 三瓶 力

6 番 小針竹千代

4、欠席委員は次のとおりである。

なし

5、執行部より出席した者は次のとおりである。

教 育 課 長 小針武彦

6、職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 大越健一

委員長は、午前9時3分、開会を宣し、本委員会に付託を受けた下記陳情について審議を行い、慎重に調査及び審査をなし、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

○陳情受理番号 2号

陳情名称 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情

陳 情 者 福島市舟場町3-26

新日本婦人の会福島県本部気付 福島県学校給食費の無償化を求める会

代表 井上裕子、小川憲二

本件については、慎重に審議した結果、採択とすべきと決定した。

○陳情受理番号 3号

陳情名称 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情

陳 情 者 福島市舟場町3-26

新日本婦人の会福島県本部気付 福島県学校給食費の無償化を求める会

代表 井上裕子、小川憲二

本件については、慎重に審議をした結果、採択すべきと決定した。

委員長は、午前9時38分、審議が終了したので閉会を宣した。

以上のとおり、委員会の経過及び審査結果を報告いたします。

令和6年6月12日

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長 飯島三郎

玉川村議会議長 小針竹千代 様

以上です。

○議長（小針竹千代君） ただいまの報告のとおりです。

これから、陳情第2号 国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情書を採決します。

この陳情については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については採択することに決定しました。

続いて、陳情第3号 県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての陳情書を採決します。

この陳情については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については採択することに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（小針竹千代君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会運営委員会委員長、玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長、玉川村議会文教厚生常任委員会委員長、玉川村議会広報編集特別委員会委員長及び玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（小針竹千代君） ただいま大羅将議員から、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてが提出されました。

小針善誠議員から、発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてが提出されました。

堀越美保議員から、発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

これにより、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、追加日程第2、発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について、追加日程第3、発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてを議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを追加日程第1に、発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてを追加日程第2に、発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてを追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 1時47分）

○議長（小針竹千代君） 再開いたします。

（午後 1時52分）

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 追加日程第1、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、大羅将議員。

〔6番 大羅 将君登壇〕

○6番（大羅 将君） それでは、発議第4号についてご説明申し上げます。

発議第4号

令和6年6月12日

玉川村議会議長 小針竹千代様

提出者 玉川村議会議員 大羅 将

賛成者 同 上 須藤 安昭

同 上 岩谷 幸雄

同 上 佐久間福男

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

次のページをお開きください。

意見書の内容は記載のとおりであります。

記、以下10の事項について意見書を内閣総理大臣以下8名へ、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてについて採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 追加日程第2、発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、小針善誠議員。

〔1番 小針善誠君登壇〕

○1番（小針善誠君） それでは、発議第5号についてご説明申し上げます。

発議第5号

令和6年6月12日

玉川村議会議長 小針竹千代様

提出者 玉川村議会議員 小針 善誠

賛成者 同 上 三瓶 力

同 上 円谷 兼一

同 上 堀越 美保

学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出し

ます。

次のページをお開きください。

意見書の内容は記載のとおりであります。

1. 学校給食費無償化を実施することについての意見書を内閣総理大臣以下5名へ、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから発議第5号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小針竹千代君） 追加日程第3、発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

堀越美保議員。

〔2番 堀越美保君登壇〕

○2番（堀越美保君） それでは、発議第6号についてご説明申し上げます。

発議第6号

令和6年6月12日

玉川村議会議長 小針竹千代様

提出者 玉川村議会議員 堀越 美保

賛成者 同 上 三瓶 力

同 上 円谷 兼一

同 上 小針 善誠

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

次のページをお開きください。

意見書の内容は記載のとおりであります。

1. 県として学校給食費無償化を実施することについての意見書を、福島県知事、福島県教育長、福島県議会議長へ、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。

以上、よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小針竹千代君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小針竹千代君） 討論なしと認めます。

これから発議第6号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（小針竹千代君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎村長挨拶

○議長（小針竹千代君） 以上をもって、本定例会の全日程、全議案の審議が終了いたしました。

た。

村長より一言ご挨拶をお願いいたします。

村長。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 令和6年6月定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月7日から開会いたしました定例会におきまして、議員各位には慎重審議を賜りまして、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝を申し上げます。

特に、今回の6月定例会は村議会議員改選後の初めての定例会であり、一般質問、議案審議等におきまして本格的に論戦が交わされた最初の間でもあります。おかげさまでもちまして、令和6年6月補正予算をはじめ条例改正、契約変更など多数の重要案件につきまして審議を賜りまして、いずれも原案どおり議決、承認を賜り、本日閉会の運びに至りましたことは、村政進展のため、誠にご同慶に堪えないところであります。

一般質問、議案審議等でいただきましたご意見、ご要望等につきまして、十分これを尊重し検討させていただき、村政運営に遺憾なきよう万全を期してまいる所存でございます。

所信表明でも申し上げましたが、人口減少対策をはじめ振興計画に基づく各種主要施策、さらには遊水地群整備計画など大規模プロジェクトの円滑な推進に向け、村民の皆様のご意見や声を正面から真摯にしっかりお聞きしながら、皆様と一緒に魅力ある活力ある元気で豊かな玉川村づくりを進め、選ばれる玉川村を創造してまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては特段のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ここ数日間、暑い日が続きますが、もうじき梅雨に入り蒸し暑い時期を迎えます。議員各位には健康には十分留意され、ご活躍されますよう心から祈念いたしまして、簡単でございますが閉会に当たりましての私の御礼と感謝の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（小針竹千代君） 議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をくだされまして、誠にご苦労さまでございました。

また、説明のためにご出席をくださいました執行当局の皆様におかれましては、誠にあり

ありがとうございました。

これをもちまして、令和6年6月定例会を閉会いたします。

(午後 2時03分)